

国民健康保険・後期高齢者医療

新しい被保険者証をお送りします

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077 (522) 3013

8月1日(木)から使っていただく国民健康保険制度および後期高齢者医療保険制度加入の皆さんへ新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で郵送します。紛失などに注意し、大切にお使いください。

○現在お使いの被保険者証は8月以降に、ご自身で廃棄していただくか、保険年金課または各支所窓口へ返却してください。

○マイナンバーカードをお持ちで、被保険者証としての事前利用登録がお済みの方は、お届けする被保険者証に代えてマイナンバーカードをご利用いただけます。

70歳以上の負担割合

8月以降の負担割合は、前年の所得に応じて判定します。詳しくは、新しい被保険者証に同封されるパンフレットをご覧ください。新しい被保険者証の有効期限は令和7年7月31日です。

※ただし、令和6年8月から令和7年7月までに70歳に到達される方の国民健康保険被保険者証の有効期限は、誕生日の月末までとなります。また、誕生日の翌月1日からの高齢受給者証は誕生日の月末までに簡易書留で送付します。ただし、1日生まれの方は誕生日から利用できますので、誕生月の前月末までに送付します。
※また、75歳に到達される方は、75歳の誕生日の属する前月に誕生日からお使いいただける後期高齢者医療被保険者証を簡易書留で送付します。

マイナ保険証をご利用ください

これまでの保険証は令和6年12月2日に廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録をしたマイナンバーカード)に一体化されます。マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証をご利用ください(マイナ保険証の利用には事前に利用登録が必要です)。

ただし、廃止後も発行済みの被保険者証は、有効期限内まで使用できます。

令和6年12月2日以降に健康保険の異動がある方で、マイナ保険証をお持ちでない方等には、保険証と同様に利用できる「資格確認書」を交付します。



国民健康保険制度 加入の皆さんへ

「限度額適用認定証」、「限度額・標準負担額減額認定証」を更新します

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(水)です。

認定証をお持ちの方には、更新に関するご案内を6月下旬に郵送しましたので、保険年金課または各支所で手続きしてください。手続きをされた方には、7月下旬頃に更新した認定証を郵送します。

※この認定証を医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

★マイナ保険証を利用することで、「認定証」の申請や医療機関受診の際の提示が不要になります。
ぜひマイナ保険証をご利用ください。

後期高齢者医療制度 加入の皆さんへ

(75歳以上の方および65歳から74歳までで一定の障がいのある方)

令和6年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和6年度の1年間の保険料の額や、お支払い方法についての通知書を、7月に郵送します。

●令和6年度の保険料は、令和5年中の所得に基づいて計算されます。

●保険料の支払方法は…
通知書の、

- ①「特別徴収」の欄に金額が記載されている。
→その金額が公的年金から引き落とし。
- ②「普通徴収」の欄に金額が記載されている。
→納付書か口座振替でお支払い。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは？

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関の窓口で「①限度額適用・標準負担額減額認定証」または「②限度額適用認定証」(以下、限度額証)を提示すると、医療機関の窓口でのお支払いの上限が限度額までとなり、さらに非課税世帯の方は入院時食事代が減額されます。

●対象となる被保険者の方

- ①住民税非課税世帯の方
- ②住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

●申請手続き等

【すでに限度額証をお持ちの方】

被保険者証更新時に令和6年8月以降も対象となる場合には、新しい被保険者証に同封しますので、申請手続きは不要です。

【これまでに限度額証をお持ちでない方】

市の窓口で交付申請が必要です。被保険者証(または資格確認書)をご持参ください。

★マイナ保険証をお持ちの方は、限度額証が不要になります。

福祉医療費受給券等
をお持ちの皆さんへ

精神通院医療費助成制度・母子・父子の福祉医療費受給券をお持ちで申請が必要な方に対し、6月に案内と申請書を送付しています。申請がお済みでない方は、7月中旬に申請をお願いします。新しい受給券は、申請の翌月の送付となる場合がありますのでご注意ください。

更新手続きは
お済みですか？

マイナンバーカードを健康保険証として
利用するための登録がまだの方は、
準備をお願いします

STEP1

マイナンバーカードを申請

STEP2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

●申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
- ②郵便による申請
- ③証明写真機からの申請

●利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ②マイナポータルから行う
- ③セブン銀行ATMから行う

詳しくは
こちら



国ホームページ

Information
お知らせ

7月1日～7日は、高島市子ども虐待防止推進週間
守れなかった命を見つめて
ストップ!! 児童虐待

問 こども家庭センター ☎(25) 8517



平成18年7月5日、市内で保護者からの虐待によって当時2歳の女児の幼い命が奪われる事件が起きました。

このような悲劇を二度と繰り返さないために、市では、毎年

7月1日～7日を「子ども虐待防止推進週間」として、広報啓発活動を実施しています。

滋賀県内の児童虐待件数は年々増加傾向にあります。「子どもの安全・安心を守るためにできること」をこの機会に考えてみましょう。

オレンジリボンキャンペーン
～セタプロジェクト～
7月1日～5日

期間中、市役所新館1階ロビー前玄関に、オレンジリボンキャンペーンコーナーとして、子どもの成長・幸せを願う、セタ笹飾りを設置します。短冊に願い事を書いたり、千羽鶴を折ったりして笹に飾ります。ご来庁の際はぜひご協力をお願いします。

Event
催し

市役所に就職希望の方へ
市役所まるわかりセミナー開催

問 人事課 ☎(25) 8525

▼日時

8月16日(金)
14時～16時30分

▼場所

市役所新館
会議室10・12

▼申込方法

高島市職員採用情報ホームページ内の「説明会申込フォーム」から。

▼内容

- ①高島市・市役所に関する説明
- ②現役職員とのトークセッション
- ③市役所の部署・仕事紹介等

▼申込期間

7月8日～8月5日

申し込みはこちら



▼参加対象者

令和7年度職員採用試験(令和8年4月採用)の受験申し込みを希望する方(令和8年度以降の受験を希望する方、高校生等の参加も可能です。)



▼身体障害者相談員

※敬称略

氏名	住所	連絡先
清水 政治	今津町桂	☎(22) 1386
門脇 浩克	新旭町新庄	☎090 (3719) 5138
清水 透弘	安曇川町青柳	☎(32) 4208
松宮 喜子	安曇川町青柳	☎090 (5656) 2693
林 俊博	勝野	☎(36) 0358
三原 新悟	朽木荒川	FAX (38) 2250

▼知的障害者相談員

※敬称略

氏名	住所	連絡先
高木 照代	マキノ町海津	☎(28) 0071
駒井 正一	安曇川町北船木	☎(34) 0658
小嶋 典子	勝野	☎(36) 2040

Information
お知らせ

身体障害者相談員と
知的障害者相談員にご相談ください

問 障がい福祉課 ☎(25) 8516

Information
お知らせ

夏の交通安全県民運動
7月15日～24日

問 ゼーフィータかしま、交通安全推進協議会(都市政策課) ☎(25) 8571

交通事故は、一人一人がちよとした事に注意し、安全運転を実践することで防げることが多くあります。みんなが事故に遭わない、起こさないよう心掛けましょう。

Information
お知らせ

インターンシップ等受入促進事業
補助金

問 商工振興課 ☎(25) 8514

大学生等のインターンシップ等の受入を行う市内事業者に対し、受入にかかる経費を補助します。

▼対象者

市内事業所においてインターンシップ等を実施する事業者(実施期間5日以上)
※詳しくは、市のホームページをご確認ください。

▼対象経費

インターンシップ等において、事業者が負担する次の費用

- ・旅費
- ・宿泊費(食費は対象外)
- ・インターンシップ等保険料

▼補助率 3分の2以内

▼補助金額

申請年度内において、1社当たり上限75,000円(大学生等1人当たりの上限額15,000円)

▼申請期限 2月28日

▼申請に必要な書類

- ①補助金等交付申請書
- ②事業実施計画書
- ③補助対象経費内訳書 など